



◆歯科医院における厚生労働大臣が定める掲示事項です。

当院は厚生労働大臣が定める保険医療機関です。

◆明細書発行体制等について

個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。なお、明細書が必要のない場合はお申し出ください。

◆歯科疾患管理料について

歯の痛みなどの症状や検査など、お口の健康を保つために必要な管理をしています。

◆後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養費について

診療報酬改定により、2024年10月1日から長期収載品を患者様ご自身で希望した際に選定療養費として、自己負担が発生します。

※詳しくはこちら➡ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html

◆保険外負担に関する事項について

当院では保険適用外治療（自費治療）におきましては、別途、自費にてご負担頂いております。

◆歯科外来物価対応料について

昨今の物価高騰（歯科医療資材、光熱費等の負担増）に対応し、歯科外来における診療体制を維持・強化するため、厚生労働省の定める施設基準に基づき、初診時および再診時に「歯科外来物価対応料」を算定させて頂いております。

◆当院では施設基準等に適合している旨、厚生労働省地方厚生局に以下の届出を行っています。

◆初診料(歯科)の注1に掲げる基準

歯科外来診療における院内感染防止対策に十分な体制の整備、十分な機器を有し、かつ抗菌薬に適正使用に関する研修を受けた常勤の歯科医師及びスタッフがおります。

◆歯科訪問診療料の注16に規定する基準

在宅で療養している患者様への診療を行っています。

◆3次元プリント有床義歯

当院は、最新のデジタル技術を用いた「3次元プリント有床義歯」の施設基準を満たし、厚生局へ届け出を行っている医療機関です。専用の歯科用3DプリンターやCAD/CAMシステムを用い、高精度かつスピーディーに総義歯（総入れ歯）を製作する体制を整えています。デジタルデータとしてお口の型を記録するため、将来的な義歯の複製や修理にも柔軟に対応が可能です。

◆歯科技工士連携加算Ⅰ、Ⅱ

患者様の補綴物製作に際して、歯科技工士（所）と連携体制を確保しています。また、必要に応じて情報通信機器を用いた連携も実施いたします。

◆CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー

CAD/CAMと呼ばれるコンピュータ支援設計・製造ユニットを用いて製作される冠やインレー（かぶせ物、詰め物）を用いて治療を行っています。

◆クラウン・ブリッジ維持管理料

装着した冠（かぶせ物）やブリッジについて、2年間の維持管理を行っています。